

整理番号	24001
評価対象年度	令和3年度
編成区分	当初

事務事業評価(事前)シート

提出日	令和2年11月20日
事業担当課	自治振興課
担当者・内線	麻田・2522

《基本情報》

事務事業名	犯罪被害者等支援推進費		<input checked="" type="checkbox"/> 新規
			<input type="checkbox"/> 拡大
基本施策	E3 犯罪のない地域づくりを進めます		
基本施策の目的 (対象と意図)	対 象	意 図	
	市民が	犯罪被害にあうことなく、安全・安心に暮らしている。	
個別施策	E3-2 地域防犯活動を推進します		
個別施策の目的 (対象と意図)	対 象	意 図	
	地域が	「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防犯活動を行っている。	

《事業の目的及び現在の取組み概要等》

現状・問題点	長崎市は、人口10万人当たりの犯罪率で比較すると全国平均の半分程度で、犯罪が少ない環境にあるが、依然として犯罪は発生し、市民が突然犯罪被害者等となる事態が起こっている。		
目標(誰(何)をどのような状態にしたいのか)	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようにする。 ・誰もが犯罪被害者等になり得るとの認識を市民が共有し、犯罪被害者等を支える地域社会を形成する。 		
課題(どういことをする必要があるのでか)	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知を図るとともに、犯罪被害者等が直面している困難を正確に把握し、適切な支援策について情報提供を行う体制と支援に関わる関係機関との連携により速やかに支援を実施できる体制を整備する必要がある。 ・国の犯罪被害者等給付金は給付までに時間がかかることから、医療費や転居に伴う住宅費、休職等による収入途絶など、被害直後にかかる経済的負担を軽減できるよう支援を行う必要がある。 ・犯罪等により直接的に心身に受けた被害からの回復を支援するとともに、二次被害・再被害を防止し、安全を確保する必要がある。 ・犯罪被害者等の人権の尊重、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について、市民等や事業者の理解を深めていく必要がある。 		
上記の問題点に対して現在行っている事業の有無	有・ (無)	※有の場合は事業概要を添付(委員会資料等)	
当該新規・拡大事業を行うにあたり、縮小・統合・廃止する事業	有・ (無)	※有の場合は事業概要を添付(委員会資料等) 新規・拡大事業を行うためには、今までやってきた取組みを検証し、成果や効果が低い事務事業の終了も含めた「選択と集中」に努めることが不可欠です。	

《事業の概要》

<p>事業の具体的内容 (対象、事業主体、事業 期間、総事業費、事業 費内訳等記載)</p>	<p>犯罪被害者等の総合的な窓口を設置し、相談内容に応じて庁内関係各課及び県警、長崎犯罪被害者支援センター等の関係機関と連携を図りながら支援を行うとともに、犯罪行為により死亡した者の遺族、犯罪被害により重傷病を負った者等に対して見舞金支給等の経済的負担軽減の支援を行う。 また、市民等や事業者に対して、犯罪被害者等の人権尊重と支援への協力に関する理解を深めていくために広報啓発活動を行う。</p> <p>【総事業費】 1,948千円</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■見舞金（死亡） 300千円×2件=600千円 ＜対象＞故意の犯罪で亡くなられた犯罪被害者の第1順位の遺族 ＜金額＞30万円 ■見舞金（重傷病） 100千円×1件=100千円 ＜対象＞故意の犯罪で重傷病を負った（療養1か月以上）犯罪被害者本人 ＜金額＞10万円 ■転居費用助成 200千円×2回×2件=800千円 ＜対象＞見舞金の支給対象者又は放火、性犯罪の犯罪被害者のうち、従前の住居での犯行や二次被害・再被害の恐れ、住居の滅失などで居住困難と認められる者 ＜金額＞上限：1回当たり20万円、回数：2回まで ■家賃助成 月額30千円×6月×2件=360千円 ＜対象＞転居費用助成の対象と同様 ＜金額＞補助率：月額の1/2、上限：月額3万円、補助期間：最長6か月 ■リーフレット印刷 @16円×5,000枚×1.10=88千円 ＜規格＞A3版、両面カラー <p>【事業費内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■寄附金 700千円（見舞金） ■負担金、補助及び交付金 1,160千円（転居費用助成、家賃助成） ■需用費 88千円（リーフレット印刷） 						
<p>業務量の増減</p>	<p>220Hの増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的支援を伴う支援業務 20H×5件=100H ・経済的支援まで至らないもの(情報提供及び相談対応) 8H×5件=40H ・広報紙掲載 8H×2日=16H ・リーフレット作成 8H×4日=32H ・HPデータ作成 8H×4日=32H 						
<p>市民等の参画と協働のまちづくり (取組みに☑をし、その内容を記載)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 情報共有 <input type="checkbox"/> 参画 <input type="checkbox"/> 協働</p> <p>犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援等について市民等及び事業者の理解を深めるため、ホームページやリーフレットを作成し、広報及び啓発を行う。</p>						
<p>事業期間</p>	<p><input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返し <input type="checkbox"/> 期間限定（ 年度～ 年度 ）</p>						
<p>予算額</p>	<p>金額(千円)</p>	<p>国</p>	<p>県</p>	<p>地方債</p>	<p>その他</p>	<p>一般財源</p>	
	<p>当年度</p>	<p>1,948</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>1,948</p>
	<p>総額</p>						
<p>財源名称</p>							
<p>成果(活動)指標</p>	<p>指標(単位) 犯罪被害者等支援相談延べ件数</p>						
<p>年度</p>	<p>令和3年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>		
<p>目標値</p>	<p>10件</p>	<p>10件</p>	<p>10件</p>	<p>10件</p>	<p>10件</p>	<p>10件</p>	
<p>成果指標及び目標値の説明</p>	<p>総合相談窓口を自治振興課に設置し、そこでの相談件数を指標とする。</p>						

評価結果

(1) 今後の事業の方向性と理由

<input checked="" type="checkbox"/> 採択	<input type="checkbox"/> 所管案のとおり	<input type="checkbox"/> 事業のやり方改善	<input type="checkbox"/> 事業規模拡大	<input type="checkbox"/> 事業規模縮小
	<input type="checkbox"/> 事業統廃合	<input checked="" type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 不採択	<input type="checkbox"/> 企画不十分			
<input type="checkbox"/> 一部不採択	<input type="checkbox"/> 企画不十分			

(2) 評価会議における指摘事項

犯罪被害者等支援条例(令和2年度)の策定に伴い、各関係機関等と連携を図りながら、総合的支援体制を整備する。

また、具体的支援として、被害直後の経済的負担軽減を図るため、見舞金の支給を行うものである。

犯罪被害者本人やその家族等が、再び平穏な生活を営むための一助となることから、事業の実施は適当である。

ただし、事業実施に対する意見は次のとおり。

【市長ヒアリングまでに(予算計上にあたって)整理すべき事項】

・すでに給付制度のある県内市町において設けられていない家賃助成については、賃貸住宅から賃貸住宅に転居する場合においても必要なのかなど、考え方を分かりやすく示すこと。